

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 11 月 19 日 福井地方法務局敦賀支局 登記官 大鹿和之

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2103-2025-0157	三方郡美浜町笹田 3 号笹原 21 番 2